

## 江府町担い手機械導入支援事業補助金交付要綱

令和7年5月19日

江府町告示39号

### (主旨)

第1条 この要綱は、江府町内の担い手の機械導入を支援するため交付する補助金（以下「補助金」という。）に関し、江府町補助金等交付規則（昭和38年江府町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、江府町内在住の農家・グループ営農組織、集落営農組織（法人・任意問わない）、JA生産部会とする。

### (補助対象経費)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表1に掲げるとおりとする。

### (補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、別表1に掲げる補助対象経費のうち、補助事業者が本事業に関連して支出した経費から消費税相当額を減額した額から別表1に掲げる率を乗じた額とし、別表1に掲げる金額を交付の上限とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、江府町担い手機械導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

1. 事業計画書（様式第2号）
2. 収支予算書（様式第3号）

### (交付申請の制限)

第6条 補助事業の交付申請は、1回限りとする。

- 2 前項による制限は、次条の規定に基づく交付決定を受けられなかったときは、この限りではない。

### (補助金の交付決定)

第7条 町長は、第4条による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付決定を行い、江府町担い手機械導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付決定を行う場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して指示を受けなければならないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの。

(事業の変更承認申請)

第8条 補助対象者が、補助事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、江府町担い手機械導入支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出し、その承認又は変更決定を受けなければならない。ただし、町長が軽微な変更で特に必要がないと認めるときは、この限りではない。

1. 変更事業計画書(様式第2号)
2. 変更収支予算書(様式第3号)
3. 前2号に掲げるもののほか、補助事業の内容の変更に関し参考となる書類

(事業の変更の承認)

第9条 町長は、前条の規定により承認申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、江府町担い手機械導入支援事業補助金変更承認通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績の報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、江府町担い手機械導入支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、補助事業完了の日から起算して20日又は補助金の交付決定のあった日の属する翌年度4月20日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 領収書の写し
- (4) 完成が確認できる写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条第1項の規定による実績報告書を受領したときは、必要な審査等を行い、その報告に係る補助事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、江府町担い手機械導入支援事業補助金額確定通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金の確定通知を受けたときは、江府町担い手機械導入支援事業補助金交付請求書(様式第9号)に江府町担い手機械導入支援事業補助金額確

定通知書の写しを添えて町長に提出するものとする。

(概算払等)

第13条 本補助金の概算払いは行わない。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業の実施について不正な行為をしたとき。
- (3) 事業計画書に記載した成果目標を達成できなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反する行為をしたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 年 月 日から適用する。

別表 1

江府町担い 手機械導入 支援事業	補助対象事業		補助 対象者	補助対象経費	補助率	補助 上限額
	(1) 草刈省 力化事業	水田・法面 草刈の省力 化のために 資するに農 業機械導 入・更新す る事業	江府町 内在住 の農家・ グルー プ営農 組織、集 落営農 組織(法 人・任意	斜面对応草刈 機(スパイダ ーモア等) ※ハンドル 式・背負い式 刈払い機は対 象外 ※消費税相当 額を除く	1/5以内	5万円
	(2) 大型作 業機械導入 事業	田植機やコン バイン、 トラクター の導入・更 新事業。	問わな い)、JA 生産部 会	田植機・コン バイン・トラ クター ※消費税相当 額を除く	1/10以内	50万円
	(3) 作物機械 設備整備事 業	新規作物の 栽培や既存 作物の規模 拡大もしく は生産性、 収益性向上 を図るため に栽培管理 し、または 出荷調整す るために使 用する機械 又は器具を 整備する事 業		栽培管理また は出荷調整を するために使 用する1台あ たり50,000円 以上の機械ま たは器具の購 入費(トラク ター、軽トラ ック等車両な ど汎用性にあ る機械または 器具は除く。) ※消費税相当 額を除く	1/5以内	10万円

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

江府町長 様

申請者  
（住所）  
（名称）  
（代表者名）

印

江府町担い手機械導入支援事業補助金交付申請書

年度において、江府町担い手機械導入支援事業補助金の交付を受けたいので、江府町担い手機械導入支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業名称	江府町担い手機械導入支援事業
2. 補助事業に要する経費（総事業費）	
3. 補助対象経費	
4. 補助金交付申請額	
5. 添付書類	(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 収支予算書（様式第 3 号） (3) その他（ ）

様式第2号（第5条、第8条、第10条関係）

江府町担い手機械導入支援事業補助金事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1. 補助事業名称	江府町担い手機械導入支援事業	
2. 事業実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日	
3. 事業計画		
区分	機械設備名	事業費 (円)
草刈省力化事業		
大型作業機械導入 事業		
作物機械設備整備 事業		

様式第3号（第5条、第8条、第10条関係）

江府町担い手機械導入支援事業補助金収支予算（変更収支予算書・収支決算書）

1. 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
自己資金				
町補助金				
その他の補助金				
合計				

2. 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
合計				

※事業費の詳細が分かる資料（見積書・領収書等の写）を添付すること。

※欄が不足する場合は同様式を複製して使用すること。

様

江府町長

印

江府町担い手機械導入支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった江府町担い手機械導入支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、江府町担い手機械導入支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名称 江府町担い手機械導入支援事業
- 2 補助対象事業の内容は 年 月 日付で申請のあった交付申請書のとおりとする。
- 3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合は別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

- 4 補助対象事業者は要綱の定めるところに従わなければならない。

江府町長 様

申請者

（住所）

（名称）

（代表者名）

印

江府町担い手機械導入支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けた江府町担い手機械導入支援事業について、変更したいので、江府町担い手機械導入支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により関係書類を添えて承認申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

（1）変更事業計画書

（2）変更収支予算書

（3）その他（ ）

様式第 6 号（第 9 条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

江府町長

印

江府町担い手機械導入支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった江府町担い手機械導入支援事業の変更について、江府町担い手機械導入支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

記

承認の内容

江府町長 様

申請者

（住所）

（名称）

（代表者名）

印

江府町担い手機械導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日付発江 第 号で交付決定を受けた江府町担い手機械導入支援事業が完了したので、江府町担い手機械導入支援事業事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、実績報告書を提出します。

記

補助事業名称	江府町担い手機械導入支援事業
補助金交付決定額	円
添付書類	(1) 事業実績書 (2) 収支決算書 (3) 領収書の写 (4) 完成が確認できる写真 (5) その他 ( )

様式第8号（第11条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

江府町長

印

江府町担い手機械導入支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった、 年度江府町担い手機械導入支援事業について、江府町担い手機械導入支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額	円
2 既交付済額	円
3 差引交付額	円

江府町長 様

申請者

（住所）

（名称）

（代表者名）

印

江府町担い手機械導入支援事業補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で確定通知があった 年度江府町担い手機械導入支援事業補助金について、江府町担い手機械導入支援事業補助金要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名称 江府町担い手機械導入支援事業
- 2 補助金請求額 円
- 3 添付書類 江府町担い手機械導入支援事業補助金額確定通知書の写